長与町農業委員会会議録

平成３０年１１月２７日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３０年１１月農業委員会総会

１．　日時　　平成３０年１１月２７日（火）　　９時３０分から１０時０５分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第４　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告をいたします。平成３０年１１月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１２人全員の出席であることを、報告致します。農地利用最適化推進委員も８人全員出席でございます。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　皆さん、おはようございます。それでは、平成３０年１１月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。３番、崎山光子委員、４番、古立英明委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農用地利用集積計画について３件。第２号議案では、第１号議案の３件目の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について１件出されています。そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が１件出されています。

また、総会終了後、皆様方に資料を配布いたしておりますが、農業者年金加入推進対策会議を開催したいと思います。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。

議　長　それでは、第１号議案、農用地利用集積計画についての１件目・２件目関連がございますので続けて審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。

それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、５５９㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。平成３０年１２月１日から平成３３年１１月３０日までの３年間です。年間借賃は、米〇〇ｋｇで、毎年、年末に自宅へ搬入とします。継続となります。

土地の所在ですが、１０ページをお開き下さい。三根郷、（施設名）の付近になりますが、図のような場所が申請地、三根郷（地番）となります。

次に６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。（氏名）さん、福岡県福岡市早良区（地番）。（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、１，２００㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は、水稲です。平成３０年１２月１日から平成３３年１１月３０日までの３年間です。年間借賃は、米〇〇㎏で、毎年、

年末に自宅へ搬入とします。継続になります。
　土地の所在ですが、１０ページをお開き下さい。三根郷、（施設名）の付近になりますが、図のような場所が、申請地、三根郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認いただきました担当推進委員さんから説明をお願いいたします。
　田中光夫推進委員。

推進委員３　番　　１１月２１日の午前中に事務局の和田さん森さん及び柳原委員と私の４名で現地確認を行いました。稲刈りも終わりきれいに整備されておりました。継続のため問題ありません。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんからお願いします。
　２番、柳原厚志委員。

２　番　　貸手のご主人が亡くなられ自身で耕作することができないため、（借主）に作ってもらうようになりました。継続のため問題ありません。借主自身も１．５ha ぐらい耕作されており機械もあるので問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
　９番、渡邉章三委員。

９　番　　継続とのことですが、新規から何年耕作していますか。

２　番　　３年契約の２回目です。

９　番　　了解。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。１件目について先ほど説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可すること決定致します。
次に、２件目に入ります。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可すること決定致します。
それでは、先ほど申し上げたとおり第１号議案の３件目並びに第２号議案の１件目の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議することに致します。

事務局　　それでは、８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎県長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番)。利用権を設定する土地は、１筆です。長与町三根郷（地番)、田、１，７８５㎡。利用権の種類は、賃借権で、利用内容は、水田です。平成３１年１月１０日から、平成３６年１月９日までの５年間です。借賃は、物納の場合、米、〇〇kgで、金銭の場合は、１０ａ当たり〇〇円で、年間〇〇円になります。支払い方法としては、直接受け渡しによる物納は、受け渡し期限までに転借人が、利用権設定者に物を直接届ける。受け渡し期限、毎年１２月２１日、金融機関の休日の場合は、その前の営業日とします。初回、支払い年は平成３１年とします。
土地の所在ですが、１０ページをお開き下さい。三根郷、（施設名）の付近になりますが、図のような場所が、申請地、三根郷（地番）となります。
次に第２号議案の１件目、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、

（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）。権利を設定する土地は、第１号議案の３件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で、説明をおわります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認をいただきました担当推進委員さんから説明をお願いいたします。
田中光夫推進委員。

推進委員３　番　　１１月２１日の午前中に現地確認を行いました。現在、田んぼとしてきれいに耕作されておりますので問題ありません。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからお願いします。
２番、柳原厚志委員。

２　番　　貸手の（氏名）さんは、３０年前頃から耕作しておらず、前は（氏名）さんが借りて作っていたんですが、（氏名）さんも高齢で広くはできないということで、（借主）が借りることになって、２回目の更新です。きちんと管理されており問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
６番、田中稔委員。

６　番　　申請地は、農業振興地域ですか。

２　番　　調整区域です。

６　番　　以前、申請地の近くで問題があったのであえて質問しました。

議　長　　ここは、圃場整備外ですので、調整区域内で許される転用はできます。他にご意見、質問はありませんか。９番、渡邉章三委員。

９　番　　契約が２回目の更新とのことでしたが、農地中間管理事業を利用した２回目の契約ですか。

２　番　　農地中間管理事業を利用した契約は、初めてです。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。まず、第１号議案の３件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。続いて、第２号議案の４ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第１号議案の３件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否を取ります。第１号議案の３件目並びに第２号議案の１件目の案件について『意見なし』の農業委員の方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することに致します。これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（氏名）さん、（氏名）さん、長崎市岩屋町（地番）、会社員です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、職業は、無職です。２．土地の所在等ですが、高田郷（地番）、登記簿、畑、現況、宅地、面積５４㎡。高田南土地区画整理事業（街区番号）、１８４㎡。土地の所有者は、譲渡人と同じです。３．転用計画は、軽量鉄骨造鋼板葺２階建、建築面積５５．９１㎡、所要面積１８４㎡。４．申請日、平成３０年１０月２６日。５．専決処分の日、平成３０年１０月３１日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項

の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年１１月２７日長与町農業委員会事務局長和田弘。次に２ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、〇〇トンネルの上部、〇〇公園付近になりますが申請地は、図のような場所になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３０年１１月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上を持ちまして、長与町農業委員会１１月総会を閉会します。